

9 遺された人への支援を充実する

自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、関連施策を含めた必要な支援情報を得る事ができるように情報提供を推進するなど、支援を充実します。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援します。

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

【対象者を特定しない施策】

- ①自死遺族のつどいの開催に共同して取り組みます。＜後＞
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター、五島保健所、長崎市、大村市、松浦市、五島市、南島原市)
- ②広報誌を使って自死遺族のつどいの周知を図ります。＜後＞
(長崎市、大村市、五島市、南島原市)
- ③地域における自死遺族のつどいの開催・運営の後方支援を行います。＜後＞
(県南保健所)
- ④自死遺族のつどいを実施します。＜後＞ (自死遺族支援ネットワーク R e)

(2) 学校、職場等での事後対応の促進

【児童生徒等を対象とした施策】

- ①こころの緊急支援事業（CRT）を実施します（学校内外における危機的な事件等の発生時にこころのケアを行う専門家チームを派遣し、現地の対策チームと連携し、ショックを受けた子どものこころの応急措置や二次被害拡大の防止）。＜後＞
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター、県障害福祉課)

(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

【対象者を特定しない施策】

- ①遺族向けリーフレット及び事後対応用のパンフレットを配布します。＜後＞
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター、西彼保健所、県央保健所、県南保健所、県北保健所、対馬保健所、大村市)
- ②各警察署案内窓口に自死遺族の精神面のケアを目的としたパンフレット等を備えつけます。＜後＞ (警察)
- ③パンフレット作成時、医学的情報の提供に協力します。＜後＞

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

【対象者を特定しない施策】

- ①自死遺族支援に関する研修会等の開催や自死遺族支援に関する情報の提供を行います。〈後〉
(大村市)

(5) 遺児等への支援

【児童生徒等を対象とした施策】

- ①学校との連携により、家族が自殺した場合、臨床心理士等のスクールカウンセラーを派遣するなど、子どものフォロー体制の確立を図ります。〈後〉
(県教育庁)
- ②市町や警察等と連携して、遺族となった児童に関する養護等の相談を受け、必要な支援を行います。〈後〉
(県子ども家庭課)
- ③学校等の関係機関からの相談に対しては、必要な情報提供を行うとともに、本人、家族への相談支援を行います。〈後〉
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター)

(6) その他

【対象者を特定しない施策】

- ①遺族支援の関係者に対する遺族支援研修会を実施します。〈後〉
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター)
- ②警察との会議で知識の普及や相談窓口等のパンフレットの設置を依頼します。
〈後〉 (県央保健所、五島保健所、壱岐保健所、対馬保健所)
- ③来院されるご遺族についての精神的ケアを行います。〈後〉 (長崎大学大学院)
- ④電話相談を通してつらい思いを真摯に受けとめ、共感をもって対応し、つらい思いが和らぐまで寄りそうことに努めます。〈後〉
(長崎いのちの電話)
- ⑤自死遺族支援に関する情報提供を強化するとともに、地域における遺族支援の体制整備を促進し、遺族が必要な支援に繋がることのできる体制を整備します。
〈後〉 (県障害福祉課)